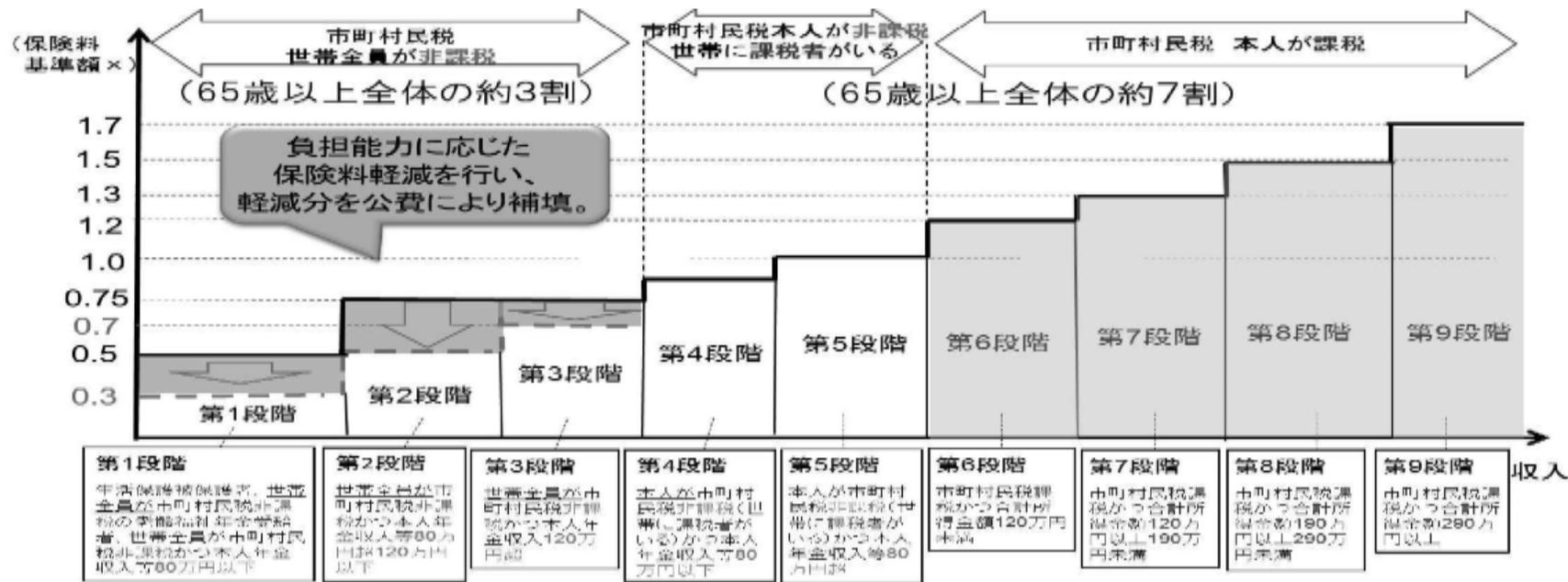


第1号保険料の多段階化・軽減強化について

平成27年4月施行

標準段階の見直し



- 第6～第9段階の境界となる合計所得金額及び標準乗率については、第1弾政省令に規定予定。
- 市町村民税課税層の更なる多段階化や、各段階の乗率については、これまでと同様に各保険者の裁量により設定可能。
- 調整交付金も、この新たな標準段階に応じて算定。

公費による保険料軽減の強化

- (軽減幅)
- 平成27年度予算で決定し、年度末政令で規定(各市町村の軽減幅については、政令で定める軽減幅の範囲内で条例に規定。)
- (支出方法)
- 市町村は低所得者の保険料軽減に要する費用を全額一般会計から特別会計に繰り入れ、国がその費用の1/2、都道府県がその費用の1/4を負担し、市町村の一般会計に交付。